**○議長　玉城　勇君**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　玉城　勇君**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番　浦崎みゆき議員、11番　宮城清政議員を指名します。

**日程第２．一般質問**

**○議長　玉城　勇君**　日程第２．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番　浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員　登壇〕

**○10番　浦崎みゆきさん**　皆さん、おはようございます。議長がおっしゃられたとおり、19期、最後の一般質問になりました。満額回答を目指して頑張っていきたいと思いますので、執行部の皆様、どうかよろしくお願いいたします。それでは、質問に入る前に文言の修正をお願いしたいと思います。１番の地方創生の②のところですが、多子世帯と書きましたけれども、その多子世帯ではなく、修学旅行の重なる世帯というふうに変更をお願いいたします。それでは一括質問、一括答弁にて、よろしくお願いいたします。１．地方創生臨時交付金活用について。（１）地方創生臨時交付金が拡充され、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分の新たな枠が組み込まれた、以下の項目に活用できないか。①コロナ禍による家計急変世帯への支援。②修学旅行の重なる世帯に修学旅行補助金支給。③飼料高騰等の事業者に対する支援。

　２．若年母子支援について。（１）若年妊婦支援の継続性を持たせるため、広域による体制がつくれないか。（２）ＮＰＯ法人等と連携し、ＳＮＳ等による相談支援並びにチラシ等の作成ができないか、お伺いいたします。

　３．妊婦、妊産婦支援事業について。（１）流産や死産などで、悲しみや喪失感を支える「グリーフケア」は。本町の取り組みをお伺いいたします。

　４．防災について。（１）去る５月31日の雨による被害報告を伺う。また、町内の冠水した場所など調査を行われたか。（２）今後の対策を伺う。また、防災マップの見直しについてはどのようになっているか、お伺いいたします。以上お願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。質問事項１点目の（１）①についてお答えいたします。令和３年度住民税非課税世帯と臨時特別給付金事業において、家計急変世帯への給付を行っており、引き続き令和４年度においても継続して対応してまいります。

　③でございます。飼料高騰等の事業者に対する支援につきましては、国・県の動向を注視しながら、地方創生臨時交付金を活用した支援が提案できるか、情報収集等を行ってまいります。

　質問事項２点目の（１）でございます。支援を要する世帯が、県外も含めて転入転出した場合、当該自治体との支援継続のために、緊急性判断等の情報共有を行っています。また、町内産婦人科医院等へ若年妊産婦支援の情報共有を依頼しています。

　（２）支援を要する世帯に対し、児童相談所や自治体以外にも関係機関として、ＮＰＯ法人等とも連携を行っています。対象世帯へは、相談支援、同行支援のほか、ＬＩＮＥのＱＲコード載せたチラシを配布し、気軽な相談ができる環境を整えております。

　質問事項３点目の（１）です。母子健康手帳交付時や死産届出等を通して、保健師等が相談支援に取り組んでおります。

　質問事項４点目の（１）についてです。町内の被害状況については、道路冠水が町内各地10か所以上、町道への土砂等の流出が２か所、黄金森陸上競技場の屋内施設や民家での床上浸水が４か所、畑への雨水の流入等の被害を確認しております。また、被害箇所については、現場確認を行い、応急的な対応や調査を行っております。

　（２）でございます。今後の対策については、河川浚渫や道路側溝の維持管理の徹底、宮平地区の冠水等の調査業務を予定しております。防災マップの見直しに関しては、今回の大雨被害等の状況を受け、表記方法も含め検討してまいります。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　質問事項１の（１）②にお答えいたします。修学旅行の重なるような子どもの多い世帯のうち準要保護の対象世帯へは、修学旅行費の支援を行っております。準要保護の対象でない世帯への修学旅行補助金支給について、現時点では検討しておりません。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　答弁ありがとうございます。それでは、順を追って再質問をさせていただきます。まず冒頭、お伺いいたします。今回の地方創生臨時交付金、その意義と目的は何かお答えください。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の意義についてですが、こちらの交付金を活用し、地方公共団体が地域の実情に応じて効果的、効率的で必要な事業を実施し、新型コロナウイルス感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている、地域経済や住民生活、事業者等への支援、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者への支援等を通じた地方創生を図ることとなっております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。それでは、今回の交付金は、住民の暮らしや事業者を守る手だてとして、各自治体の判断によって様々な事業に充てることができるとの趣旨を確認した上で、再質問をいたします。まず、①の家計急変世帯、これは令和３年度住民税非課税世帯特別臨時交付金事業において行われているという答弁でございました。それで、この中におきまして、家計急変世帯の把握はどのようになされているかお伺いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。令和３年度より行われています非課税世帯への給付金の事業において、家計急変世帯は任意の月の１か月に、この非課税相当の収入になった世帯を家計急変世帯というふうに定義しておりまして、その対象世帯に給付金を交付するという内容となっております。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　今は定義というか、その辺をお答えいただきましたけれども、どのように把握をして、また、令和３年度の非課税世帯の臨時交付金を使っての対象者は、どれぐらい申し出があったのかどうか、まずそこからお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。まず、令和３年度の非課税世帯への給付において、家計急変世帯からの申請は44世帯ございました。以上でございます。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。この44世帯の方々は家計急変ですから、申請でしか役所のほうも分からないかと思いますが、それはどのようにして分かったのか。どういった手法で家計急変の方にもそういう手当があるというのが分かったのか。その状況をお知らせください。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。家計急変世帯は、現在において非課税相当の収入になっているという世帯でございますので、今現在の収入というのを把握するためには、やはり申請が大事。そのためには我々町のほうから、家計急変世帯になっているところは申請をしてくださいという周知が大事だと考えておりまして、町広報、ホームページのほうで対象世帯であります非課税世帯、もう一つはこの家計急変世帯がこの申請の対象であるということを周知しました。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　それでは、その44世帯の方は広報紙を見て、自分で該当するのではないかということの申込みということでよろしいでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。明確な統計を取っているわけではございませんが、広報紙から見てという以外にも、本町の社協のほうで貸付けなどを行っている相談の最中に、「そういうことであれば、まだ家計急変として申請をしてないということであれば、役所のほうに出向いて申請をしてやれば対象になりますよ」等、そういう相談窓口の中において案内をされた方もおります。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　これは統計取られてないのは、何か意味がありますか。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　家計急変世帯ということで、その家計の急変の現状などを窓口で確認をするということを、我々のほうは申請時において確認をしておりますが、この事務自体をどこで知ったのかという部分について話の中で聞くことはあっても、それを統計的に確認するような手法は行っておりません。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　そこら辺も、話の中に出てくるわけですから、統計を取っていただくのもいいのかというふうに思いました。この令和３年度における家計急変に対する支援は、何月までの申請でしょうか。そして申請がいつまでで、いつまで支給があるのか。お願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。令和３年度の非課税世帯への給付の家計急変世帯の申請については、９月末という期日を打っておりますが、この事業においては、令和３年度から引き続き令和４年度も継続して実施されることとなっております。この令和４年度においては、令和３年中の非課税世帯相当の所得状況については、令和４年において把握することが可能となりますので、そういう世帯で、かつ既に非課税世帯の給付の10万円を支給していない世帯には、本町のほうから改めて通知を行う予定でございます。しかし、新たに継続されておりますので、令和４年度現在において、家計急変世帯においても新たに受け付けることになります。この部分については引き続き、今後周知を行って、期日などのお知らせをしたいと考えております。ただ、令和４年度の詳細について、まだ国のほうから通知が届いておりませんので、この点については内容を確認して、周知のほうを努めていきます。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　それでは今の答弁では、家計急変に対しては、令和３年度のみの予算で行うということになっているわけでしょうか。令和４年度は、申告が終わられて、そういう非課税世帯の方には通知が行くということでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えします。一部、先ほどの答弁と重復いたしますが、令和４年度の所得、いわゆる令和３年中の収入に基づく所得については、今月の６月１日時点で我々把握することとなりますので、その内容を踏まえて、令和３年中に非課税世帯である令和４年度の非課税世帯を把握して、その方々についてはプッシュ型で通知を送るという作業がありますが、令和３年度から令和４年度に引き続いて行われる給付金については、一度、令和３年度に支給した方は対象外というような制度となっておりますので、その部分の事務作業を踏まえて通知を行っていくということになります。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　大体分かりましたが、令和４年度の詳細が来ていないというのがちょっと……。令和３年は令和３年としての非課税で、また家計急変。令和４年度は、今回の予算における非課税及び家計急変。本当は該当していただきたいという思いはありますけれども、そこら辺は示されたとおりだと思いますが。今、私が聞きたいのは家計急変なので、どのような方法で皆さんが申請されたのかなと。それをどのように把握しているのか。あくまでも申請ですので、町民にもっと分かりやすいような広報の仕方、広報紙２月号、３月号にもそういう住民税非課税所帯の中に、要するに「家計急変の方はこうですよ」ということがあって、明確にされてないところがあって、ちょっと分かりづらいなと。でも、この44世帯はよく分かったなという思いがしたんですけども、別枠での掲載、そして記述もあるわけですから、いつまでにということで、また新たな広報を工夫していただきたいというふうに思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　お答えいたします。家計急変世帯への支援の周知のご質問ですが、これまで社協で行っている特例貸付等、こういうものが当初から今現在までで、町内で2,168件相談受付されております。そういう中で社協においては、先ほど課長からもありましたように、こういう部分は町役場に行って、申請すれば受け入れますとか、あるいは別のものはパーソナルサポートセンターにつなぐとか、そうやって各相談部署が、しっかり別の支援がある部分につなげるような体制をしっかり取っております。これは社協とも随時確認して我々はやっております。そういう部分での周知、プラス沖縄県が、それから沖縄県社協が臨時特例貸付とか、そういう部分の周知をテレビのコマーシャルとか新聞広告とか、そういう部分にも載せております。国のほうでも、こういう臨時特例交付金の部分ではテレビ等でも周知しながらやっておりますので、引き続き、我々はそういう部分の周知、県、あるいは国等の周知、町は町で広報誌での周知、そういう部分を併せ、なおかつ、先ほど申し上げましたように、しっかり相談機関が連携して、支援が必要な方がちゃんと支援につながるように取り組んでまいりたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　広報紙には再度載せていただくということでよろしいのでしょうか。別枠で。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。引き続き令和４年度も実施されることから、この家計急変世帯へもしっかり情報が届くように、広報のほうで周知していきます。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　よろしくお願いいたします。続きまして、②の修学旅行の重なる世帯でございますけれども、本町におきまして、この修学旅行が重なる世帯っていうのは、修学旅行は小学６年生と中学３年生、それは本町、こういった重なる世帯というものの数字のほうは把握していますでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。住民登録のある方で概算となりますが、小学校６年生と中学校３年生で修学旅行が重なる世帯については、78世帯というふうに把握してございます。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　78世帯ですね。これは小学６年生と中学３年生のみですよね。そして、高校生のいる家庭というのは分からないわけですよね。答弁をお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。こちらで把握しているのは、小学校６年生と中学３年生のみとなっております。高校生等の実施に関しましては、実施する学年が高校によってバラバラだったり、こちらのほうには情報がございませんので、把握してございません。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　修学旅行の費用というのはどれぐらいなんですか、小学校と中学校で。

**○議長　玉城　勇君**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。学校によって少し差はございますが、例えば小学校であれば１万5,000円程度、中学校であれば７万円から８万円の間というふうに把握してございます。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。あと一点、本町で修学旅行の、今現在小学６年生、中学３年生ですけれども、例えば今年度とか来年度とかに学年が変わるとかというのはありますか。

**○議長　玉城　勇君**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　現時点で、学校のほうから学年が変わるというような報告はございません。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。これは重なった場合の78世帯の方々の中には、家計急変ではないんですけども、やはり２人一遍に出すわけですよね。その中には、１万5,000円と７万円の中には事前の買い物の準備だとか、また、お土産のお金だとか、そこら辺も加わってくるわけですけども、この辺、今現在、これからだとは思うんですけれども、そういったお声などはないのかどうか。また、それをどのように掌握していこうというふうなお考えがあるのか。それともないのか。そこら辺をお聞かせください。

**○議長　玉城　勇君**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。現時点で、修学旅行の重なる世帯に対してのみの支給ということは考えてございません。それは先ほど申し上げたとおり、高校生だったり、私立学校についての情報等の把握が困難ですので、修学旅行の支給という形では今は考えていないという形になります。お土産代等に関しましても、そこの世帯だけということは……。すみません、こちらのほうで修学旅行についてのお土産代とか、そういうものの支給をしてほしいという声は、直接学校教育課のほうに現時点では届いていないところでございます。なので、修学旅行に関しましては、地方創生交付金を活用して、例えば修学旅行のキャンセル料金とか、また別な形で検討していければというふうに考えてございます。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　この修学旅行までのスケジュールと申しますか、例えば父兄説明会とか、そういうものは今どんな形になっていますか。

**○議長　玉城　勇君**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。今手元に細かなスケジュールはございませんが、今年度に関しましては、小学校は実施するというふうに報告がございまして、例年２学期に実施がございます。中学校のほうからも２学期に実施をするというふうに聞いていまして、保護者会もその時期に実施されるものと考えております。修学旅行、中学校に関しましては、少し宿泊を短くしての実施というものも、感染症対策の観点から検討していますというような報告を受けてございます。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。いずれにしても、これからいろいろ説明会とかがあって、その中でいろいろ父兄からもご意見あるかと思いますので、特に重なる世帯に関しては、本当にコロナ禍の中で物価高騰とかもありますし、また、本当に厳しい状況のところもあるかと思いますので、厳しいから自分は行かないとか、キャンセル料のお話もありましたけれども、修学旅行は子どもにとっての大切な思い出づくりでありますし、また、普段と違う教育環境で得られるものもありますので、是非皆さんが行っていただきたいというふうな思いがありますので、何とか臨時交付金を活用した支援を行っていただきたいというふうに考えますけれども、教育長の答弁をお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　ありがとうございます。今回の臨時交付金の中でそういうものが該当するかとか、今後の対応方法についても、我々のほうでも検討は幾度かしました。議員のおっしゃるように、いろんな場所で、また、子どもたちの教育環境としてもまた違う場所でという意味でも、修学旅行非常に大切だということはこちらのほうも認識はしておりますが、修学旅行が重なる世帯だけというふうな部分でのスキームについては、少しまだ検討の余地があるということで、こちらのほうでもどういった形で支援ができるのかというのは、また、別な角度からもいろいろ検討はしていきたいというふうに考えております。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　別の角度からでも、いろんな角度から考えて応援をしていただける決意でもって、そのように私は受け止めましたので、どうかよろしくお願いいたします。

　それでは③のほうに移りたいと思います。飼料高騰に対する支援は、国・県の動向を注視ということですけれども、現在、本町における関連する事業者はどれぐらいいらっしゃって、また、業種別が分かれば、そういう統計があるのかどうかお伺いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。本町の畜産業の状況ですが、令和４年４月１日現在で養豚が４農家１法人、酪農が４農家１法人、肉用牛が４農家となっております。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。飼料高騰は、本当に大変な打撃を受けていると思いますので、本町事業者に対して今回提示されております、10万円の支給とかもあるとは思いますが、ある意味焼け石に水というところもありますので、何とか少ない、少ないのかな。多いとは言えませんが、そういうところに対して、本当に今回の交付金の、先ほど答弁で言っていただきました内容、物価高騰そういうものにも、要するに地方自治体でそれが使えるような交付金でありますので、広く全般的にというよりは、一業者が廃業することによって本当に本町にも打撃がございますし、また、一旦廃業してしまうと本当に掘り起こしというのはかなり厳しい状況でもありますし、大切に事業を見守っていていただきたいし、また支援もしていただきたいと考えているところですけれども、何とか支援が届けられるような仕組みづくりとか、そういうことは今本町では何か手だてみたいなものは、お考えはございますでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。畜産業に対する支援ということで先ほども申し上げましたが、今どういう支援ができるか、またそれが可能なのかどうか、まずは国・県の今後の補助の状況ですか、そういうのを見極めつつ、また、先ほど言いました乳用牛、あるいは肉用牛、それぞれどれくらい飼料代が上がっているか。また、上がった分に対して、先ほど言った国・県の補助がどの程度あるのか。こういうのを見極めた上で事業提案、予算要求が可能かどうか判断する必要があると今、現時点で考えております。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。今回の交付金は、事業を継続するための経営支援も含まれてることも念頭に置いて、是非町内業者に対する支援を考えていただきたいと思います。この件に関して、町長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまの浦崎みゆき議員のご質問にお答えをいたします。先ほど来、担当課のほうから答弁がございますように、やはり飼料高騰の影響で非常に打撃を被っている畜産農家がいらっしゃるというようなことは、私も情報といたしましては聞いております。それから、また他の議員からもそういうご質問があるものですから、それなりに検討はいたしておりますけれども、基本的に社会情勢といいますか、世界の情勢の影響がありまして飼料が高騰しているというようなことでございますけれども、この困窮の度合いが、もう我々が考えている桁とは一桁違う程度の被害でございまして、これが一市町村で対応できる額がどうかというようなことも、まず課題としてあります。

　あと一点は、コロナ交付金で支援をするといたしましても、それが内閣府や県の見解がどうかというのが、まだ事業提案してみないと分からないという部分がありますので、そのあたりも非常に課題として取り上げております。ただ、今町で実施をしておりますコロナ交付金を財源といたしました町内事業者への支援金ということで、１事業者当たり10万円の500事業所ということで予算計上しておりますけれども、それでも見舞金程度になるのかなというようなことで、たとえこれを支給いたしましても。ですから、そういう今申し上げたことも含めまして、県の指導も受けながら、あるいは農林水産省の本来の省庁の補助金がないのかどうなのかも含めて、今後検討したいということでございます。我々としましては、今回の特例交付金の財源として、「いいですよ」というようなことが確認できれば、一番やりやすいなという、長の私の考え方でございます。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　地方創生臨時交付金は、各自治体の事情が違うので、それぞれの、北海道とも違いますし沖縄とも違いますので、その地域に応じた支援のやり方を国一括ではなくて、要するに地方で本当に困っていることに対して支援をしていただく、その交付金だというふうに自分としては認識をしておりますので、どうかそこら辺もしっかりと、また国・県と併せてちょっと相談をしていただきながら、できる限りの、本当に今しかありませんので、支援できる時期は。どうかそこら辺はまた、しっかり町として取り組んでいただきたいことを申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

　次に、若年母子支援についてでございますけれども、本町におきましては子どもの居場所「子ども元気ＲＯＯＭ」、または若年妊婦の居場所として「ママ笑ＲＯＯＭ」事業に対して、本当に敬意を表したいというふうに思っております。今回、（１）の広域の体制づくりの質問は、若年妊婦さんの実態として、要するに住居が安定してないというのもあるわけですよね。そして、本町ではしっかりと手厚くやっているんですけれども、移動先の市町村がやっていないという部分もありまして、確かにおっしゃるように、支援のその連携はしっかりと取れていると思うんですけれども、果たして、その継続性が困難ではないのかなということが推測されますし、向こうに行ってしまって、また孤立するケースなども多く見られるわけですので、これは本当は県として、県は一応委託して、若年妊婦のそういう未来ネットワークでしたか、そこら辺とやっているんですけれども、やはりそういう一括りのＮＰＯではなくて、地域別にしっかりと居場所がつくれないのかどうかということを、私たちの南風原町はもう実績もございますし、やっているということでしっかり認識した上で、そういうことを例えば南部一帯の市町村で話合いとか、そういう議題の中に取り上げていただくような機会はないのかどうか。そこら辺を確認します。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。若年妊産婦に限ったことではなくて、そういう支援を要する子どもたちがいる世帯については、我々、転入転出以外にも実際住所の移動を行っていない世帯、居所だけが南風原町にある、あるいは南風原町に住所があるんだが、他市町村に居所がある、あるいはそこが住まいの拠点となっているというような部分には、そこの自治体と連携をしまして、その自治体との世帯支援というのを情報連携、継続的な支援を行っている状況でございますが、また一方で、南部全体としてその対象世帯を支援していくということでございますが、児童相談所などにおいても、中央児童相談所ということで一定の範囲を持った地区で支援を行っているということもございまして、そういう意見については、今後、県とも検討の材料になるかと思いますが、今現在は各市町村及び中央児童相談所管内の南風原町が一つとありますので、そういうところで対応を今行っている状況でございます。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。なかなかその地域、例えば南風原町からよそのところに行ったときには、そういう支援体制がなされていないというところがありますので、そこでやはり孤立していく。結局は本人がうつの状態になったり、また貧困の連鎖へとつながっていくというふうに考えますので、できるだけ一番は各市町村がしっかりとあればいいんですけれども、どこか本当にその一つの地域で受け入れてくれるような居場所を是非つくっていただきたいことを、また県にも是非申し上げていただきたいというふうに考えておりますので。また、自分の地域ではなくて、自分の地域では顔が見られるのでよそに行きたいという部分もあるんですよね。この地域で、そこで何かやっているというよりは、知られたくないという部分もあるかと思いますので、そこら辺も念頭に入れていただいて、実際ＮＰＯさんのお話を聞くと、そういった意見もたくさんあるということで、ですから本来は県の事業として取り上げていただきたいんですけど、やはりなかなか進まないので、また、南風原町はしっかりやっていらっしゃるので、そこら辺からの意見も是非取り上げていただきたいというような要望とかもありまして、今回質問に挙げております。どうかそういうことで、是非居場所づくりとしての広域の体制をつくっていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

　（２）になりますけれども、ＮＰＯ等としっかりと連携を取っているということでございました。今、どのような形でＮＰＯ法人とは連携を取られていますでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。支援の連携を取っている中で対象者の近況など、あるいは今後の支援方法、役割分担、そういうものを話し合って、対象世帯と連携して支援を行っていっているという状況でございます。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　今は多分相談ができる体制としては、当事者のみの連携だというふうに思っております。現在そこに来ている子どもたち。私は（２）のＮＰＯ法人との連携というところで、そこに来る方はまだ本当にいろいろ情報も得られますし、連携も取れると思いますけれども、中にはどうしたらいいか悩んでらっしゃる方もいらっしゃるので……。すみません、私、今（２）に行っていますけれども、ＳＮＳとか相談支援体制並びにチラシとかの作成ができないかというふうな思いがありまして、例えば女子トイレにこういった小さな、これは性暴力被害者のワンストップ支援サービスということで、こういうのがよく女子トイレに置かれていますけれども、これは意外とすぐなくなるんです。置いても。だから結構情報源としてはすごく力があるものだと思いますので、そういうものが、特に若い人たちはＳＮＳですぐつながりますし、ＱＲコードとかも掲載して相談できるようなところ、一人で悩まないような体制が取れないかということで、（２）の相談支援並びにチラシの作成ができないかということで一応聞いておりますけども、そういうもののを本町としてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。我々こども課にかかわらず、学校なども含めて、いわゆる相談というものは多種多様にありまして、そういう虐待等、あとは若年妊産婦、子どもの悩み、そういう部分についての相談窓口というものは、多種多様な部分は学校側のほうでも児童生徒に配布をされているという状況も我々のほうは掴んでおりまして、また、そういう部分で窓口とか、いろいろ相談のほうにキャッチしたときに、その相手の相談内容を分解して、この相談内容の目的、あるいはその趣旨がどこにあるのかというのを切り分けて、我々のほうで適切な相談窓口につなぐ、あるいはこども課のほうでこういう支援ができるといったものをつなぐことが一番大事だと思っているにおります。また、特に若年妊産婦の質問でございますので、若年妊産婦の課題については、なかなかつながりが取れないというときに、電話だけをしていてももうずっと取ってくれないというようなこともございますので、我々のほうが出向いたときにＬＩＮＥのＱＲコードを渡して、ＬＩＮＥのほうに一言もらえれば、通常、お互いが個人間でやるようなＬＩＮＥみたいな形で連絡を取り合って、そういった形で今後の支援につなげていくというような、本当に個別的に相談をやっていきますので、まず入り口の部分はこういうお知らせとかをやっているところが重要だと思います。そして、その次に相談を受けたときに、それをどうやって対応していくかというのも併せて、考えて実行しているところでございます。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　趣旨としては分かりますけれども、いろんなＮＰＯとか、そういうところにつながるようなＱＲコードもいいのではないかというふうに思います。活動の流れは一緒ですので、町を通してというのももちろんそうでありますけども、また向こうとも連携がしっかりと取れているということですので、例えば仮に向こうのほうに直に相談に行ったとしても、町のほうには多分お知らせが来るというような連携は取れると思いますので、そういったことで広げていただきたいという趣旨の内容でございますので、検討をよろしくお願いを申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

　次に、３番目の妊産婦支援のグリーフケアのことでございますが、これは母子保健手帳交付時や死産届のときに保健師が相談、支援に取り組んでいるということでございますが、具体的にどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　浦崎みゆき議員のご質問にお答えします。私たちが、保健師等がこうやって対象者認識しましたら、相談等に応じまして、適宜適切な部署をご案内して支援に取り組んでいます。ですから、具体的に何々っていうわけではなくて、その個人の属性に合った支援を行っています。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　なかなか難しい相談なんですけれども、現状はそのようにつなげていただくということでやっておりますけれども、このグリーフケアというところで、グリーフというのは死別など深い悲しみ、また、悲痛を意味する意味合いの言葉でございます。その悲しみをケアすることから、遺族ケアとか、また悲嘆ケアとも言われております。予防学の観点からしても、やはりグリーフケアってとても大事だなということが、私、今回の質問を通して感じているところですけれども、本当にそういう悲しみの中で、例えば本当に自分のお腹の中にいた赤ちゃんが死産してしまったとか、流産をしてしまったとかといったときに、もう本人の立ち直りを見守るしかないとは思うんですけれども、そこに行政として何らかの形で言葉、対面でももちろんいいかとは思いますけれども、ＮＰＯ法人が出しているこういった冊子がございまして、その中の本人の気持ちだとか、体の状態が今こうであるとか、また、情報がつながる一覧表があったり、そういう冊子をそっと差し上げるのもいいかなというふうな思いがあります。そういうことで、やはり心の問題というのも大きく健康に関わってきますので、今後そのような冊子とかを活用したものを、お考えはないかどうかだけ確認します。

**○議長　玉城　勇君**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。グリーフケアは少しナイーブといいますか、配慮が必要な取組でありまして、各個人、それぞれに合った対応をしていく必要がございます。それで今、浦崎みゆき議員ご提案の、私もこういうグリーフケアを行っている団体等、県内は承知していますが、そういうところのチラシであったり、リーフレット等がございましたら、これをどう活用していくか内部で少し検討しまして、また工夫しながら、その人に合ったような情報提供等を取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。これは昨年の７月に菅政権が掲げる不妊治療支援の一環で、悲しみや喪失感を支えるグリーフケアの存在、既存の妊産婦支援事業を利用してできるように自治体に通知したとの報道もありました。また、本年になって、担当者が当事者に配慮した対応を取る上で参考となる手引書も完成をしておりまして、厚労省が本年４月に都道府県に通知したということでございますが、その辺の情報活用とかは本町はできていますでしょうか。お願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。その手引書でございますが、実は市町村にはまだ届いておりません。ただ、今回の一般質問を機会に少し勉強しまして、また、こういう手引書の認識を深めたところでございます。もともと手引書に書いてあるような、例えば流産や死産等の情報が入ったら、それ以上はもう母子保健事業の案内をしないとか、そういう取組はもともと行っておりまして、その手引きに書いてあるようなことは実践していたわけでございますが、今後ともそういう手引きも見ながら、そういった方々に対して気を配りながら、この心のケア等に取り組んでまいります。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。なかなか言葉では、家族でもそうですけれども、本当に立ち直りを見守るということで、でも、意外と見落とされていた視点であるというふうに思います。実際、自分たちも家族を亡くした方とか、これは死亡届のときにも関連をしてくるとかと思いますので、そういったときに同じような思いが書かれているこういった冊子を読んだりとか、意外とないですよね。そういうものは本当に大事なことだと思いますので、また、是非ご検討をよろしくお願いいたします。

　次に防災についてですけれども、お伺いいたします。報告をいただきました。いろんな箇所、10か所以上ということでありましたけれども、こういったところに対して、例えばＬＩＮＥ等で、ＬＩＮＥの登録者数も本町は進みましたでしょうか。そこら辺も気になるところですけれども、例えばここの箇所はＬＩＮＥで冠水しましたとか、そういうところのお知らせというのは何かありましたでしょうか。今回、その後です。５月31日後に、本町において「ここら辺が冠水しましたよ」という、何かそういうお知らせのＬＩＮＥとかってありましたでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。５月31日以降に「どこどこで冠水があった」ということのＬＩＮＥ等での報告等は、現在まだ行っていないところです。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　これは是非検討していただきたいというふうに思いますが、この間の雨は本当に急激で、琉球新報などにも載っておりましたけれども、条件が重なって、そのような状況になったということで、急激な雨で車の中に取り残されたりとか、本当にそういう状況がありました。それで、今後もそういう状況がないとは限りませんので、是非マップに落としていただいて、結構、今回の雨で状況はこうなるんだなというのが分かったと思いますので、情報を共有するという、町民と。「ここら辺は冠水したんだよな」とか。また、できれば私としては、今回冠水したところを何かしら表示していただいて、やっぱり町民が常に意識して、「ここは大雨のときは通らないほうがいいね」とか、そういうものもまた必要になってくるというふうに思いますが、今のＬＩＮＥの件、並びにＬＩＮＥだけ見る方だけではありませんので、現場にそういうちょっと応急的な何かしらの表示できるようなものはできないものなのかどうか、そこら辺を確認します。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。５月31日の冠水場所等について、地図に落とすなどして、何らかの形で周知ができないか、検討していきたいと思います。また、ご指摘の冠水場所への表示等、表示の方法や設置場所等も含めて検討していきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。是非町民が共有できる、身近なところで通りながらも確認ができる、そういうところがまた防災対策として必要になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

　今後の防災マップに見直しもどうなんですか、令和２年に防災マップを作っていただいておりますけれども、ちょっと基準が私は変わったかなと思います。国の、特に雨の状況。そこら辺に関しても、本町の防災マップ見直し、また、表記の方法も含めて作られていく計画があるのかどうかだけ確認をいたします。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。浦崎みゆき議員がおっしゃるように、幾つかの変更等もございます。また、今回の大雨の被害等の状況も受けまして、表記の方法も含めて検討していきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　是非お願いをいたします。今後の対策として、河川水位の情報がまとめて見られるような危機管理系の推計、危機管理型推計というのが国土交通省のほうで推進されているようでございますが、本町において宮平川とか、そういうところにもそういうものが取りつけられるのかどうか、そこら辺に関してはいかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。資料の河川水位情報のほうですが、町の河川での監視カメラというのは設置はしていないんですが、県の河川管理課のほうで、そういうカメラを設置していると聞いてます。また、一般の方にもそういう河川の水位情報が見られる仕組みもございますので、その辺も含めて、周知をしていきたいと思います。すみません、先ほどの防災マップの件で、今回の件も含めて検討していきたいと思っているんですが、令和元年度、令和２年度に作成したマップにつきましては、国の基準は満たしたような形にはなっています。ただ、そこには地図には示してない冠水場所等も今回ございますので、そういうのも含めて、今後検討していきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　10番　浦崎みゆき議員。

**○10番　浦崎みゆきさん**　この危機管理型の推計ですが、これは小さな川には使えないのかどうか。この辺もできれば、金額も大きい河川には1,000万円程度ぐらいの金額が出るということで、なかなか進まなかったようでございますが、小型式のカメラでできるようなものでできましたので、よろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時12分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。８番　照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員　登壇〕

**○８番　照屋仁士君**　それでは、本日２番目の一般質問に行きたいと思います。本日、開会冒頭にも議長からございましたけれども、今回の一般質問が19期任期の最後の一般質問になります。執行部の皆さんをはじめ、赤嶺町長におかれましては様々なこの議会からの政策提言に対し、真摯に向き合い、幾つもの事案を実現していただいたことに対し、心から感謝を申し上げます。私にとっても任期中最後の質問でありますので、引き続き、私のキャッチフレーズである町も暮らしも上向きにつながるような答弁を期待して質問をいたします。一問一答で行いますので、よろしくお願いします。

　大問１．将来の「南風原市」を目指せ！（１）現在の南風原町では、津嘉山北土地区画整理事業をはじめ、照屋地区の区画整理や新たな土地利用を進めようとしております。思い切った将来ビジョンとして、「南風原市」昇格を目指してはどうかお伺いします。（２）市へ昇格するためには人口５万人以上をはじめ、幾つかの要件がございます。それぞれ南風原町における状況はどうなっているか伺います。（３）私は町民の皆様から、南風原町の課題は将来のビジョンが見えない、そういった厳しい指摘を時には受けます。赤嶺町長の考える将来ビジョンはどういう「まち」か、お答えください。よろしくお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　それでは、照屋仁士議員のご質問にお答えをいたします。私の方からは、（３）につきまして答弁をさせていただきまして、残りのご質問につきましては、副町長以下担当部課長のほうから答弁いたします。

　（３）のご質問でございますけれども、本町は総合計画に掲げる平和・自立・共生の基本理念の下、「ともにつくる黄金南風の平和郷」を将来像として掲げ、将来像の実現に向けて６つのまちづくり目標を設定し、目標の達成に向けて、各施策に取り組んでいるところでございます。その取組の結果、引き続き南風原町に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい、そう思っていただけるような魅力あるまちづくりが、私の将来ビジョンでございます。以上でございます。

**○議長　玉城　勇君**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１点目の（１）についてお答えいたします。総合計画に掲げたまちづくりの実現に向けた行政運営を進め、本町が市の要件を満たした場合に移行を検討していくものだと考えております。

（２）についてです。市としての要件は、地方自治法により人口５万人以上をはじめ、中心の市街地を形成している地区内にある戸数が全戸数の６割以上であること。商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が全人口の６割以上であること。都道府県の条例で定める都市的施設、その他の都市としての要件を備えていることが規定されております。人口以外の要件については、おおむね満たしているものだと考えております。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　それでは再質問に移ります。まず、一番分かりやすい市への昇格条件というのが、人口５万人以上であります。近年における南風原町の人口の推移と前年との増減を示していただきたい。直近からそれぞれの年の３月末、対前年比の数値についてお答えいただけますか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。本町の過去５年間の人口推移と各年の前年からの増減につきましては、平成29年３月末の３万7,842人からの5年間で見ますと、平成30年３月末で３万8,700人、前年から858人の増。平成31年３月末で３万9,316人、前年から616人の増。令和２年３月末で３万9,911人、前年から595人の増。令和３年３月末で４万217人、前年から306人増。令和４年３月末で４万374人、前年から157人の増となっております。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　今、お答えいただきました直近の数字、私が事前に調べた数値と同様の数値となっています。そこで、この直近５年間で見ますと、現在の2022年、令和４年３月末で比較すると、５年間で2,532名の増、年平均に直しますと506.4名の増となります。それで正しいでしょうか。お答えください。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。議員の説明のとおり、正しい数値となっております。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　それでは次に、事前に配布させていただきました南風原町の人口ビジョンという資料がございます。これの概要版で説明させていただきますと、現在の人口ビジョンでの人口推計のシミュレーションを見ると、この表で2015年、平成27年では３万6,989名に対し、2020年、令和２年度では３万8,546人ということで、この表だけで見ると、先ほどの数字と比べて５年間で1,028人の増、年平均で205.6人の増となります。それを同じ期間で実数の計算をしてみると、2015年、平成27年で３万6,989名から2020年、令和２年までで３万9,911人ということで、実数では2,922人の増、年平均ではプラス584.4人の増ということで、実数の数字が人口ビジョンのシミュレーションを大きく上回っていることが分かります。私の試算と認識について、正しいかどうかお答えください。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　お答えします。議員試算のとおりとなっております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。今、試算の根拠を裏づけていただきました。先ほどの資料の９ページのほうで見ると、この人口ビジョンについては３つの人口シミュレーションから成り立っています。そしてトータルでは、人口の将来展望、平成72年、現在では令和になりますけれども、当初2060年におおむね４万1,700人と判断をされていますが、さきに述べた実数からその結果を見ても、既にこの考えは当たらないというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。議員ご説明のとおり、現行の人口ビジョンを上回る結果となっておりますので、人口ビジョンの時点修正のほうが必要と考えております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。これも新たな人口ビジョンを現在作成中というふうに私も認識していますので、もちろん当初の計画ですから、実数とですね、数値が離れていくのは分かります。ただ、根拠としては、私からの提案は、やはり人口増が続いている。ですから上方修正、市への昇格も含めて考えるべきじゃないかという根拠の一つであります。

　それでは（２）に行きたいと思います。市への昇格条件について、答弁では人口以外はおおむね満たしているというふうに答弁いただいておりますが、細かく要件のほうを伺っていきたいんですが、まず１点目の人口５万人以上については、今述べたとおりであります。２点目の中心的市街地に全戸数の６割以上が存在する。この件について、状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。２番目の条件である市街化区域を形成している区域内にある戸数が全体の６割以上ということでございますが、令和２年度の国勢調査のＤＩＤ地区の世帯数を令和２年度の国勢調査の世帯数で割って、おおむね８割となっております。そのことから、おおむね満たしていると考えております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。条件の２番目であるところは、もう８割ぐらいの達成率ということです。

　３点目の条件としては、商工業その他都市的な業態に従事する者及びそれと同一世帯に属する者の数が全人口の６割以上を占めることというふうに認識していますが、この状況についても教えていただけますか。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　お答えいたします。３つ目の条件につきましても令和２年度国勢調査の結果より、第一次産業以外の就業者数及びその世帯員の人数が、令和２年度の国勢調査人口の占める割合が６割を超えていますので、こちらのほうも満たしていると考えております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。これも国調からの調査で超えているということです。

　次に４点目の条件ですけれども、私もこの４点目が条件的にはいろいろあるのかなと思っていますが、県の条例で定める都市施設、その他の都市要件について、どういった状況にあるか教えてください。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。県の条例の要件としましては、全部で11件要件がありまして、まず１つ目が官署または県の保護所が３つ以上。２つ目が高等学校が設置されていること。３つ目が文教施設が設置されていること。４つ目が上水道、下水道、ごみ処理施設が整備されていること。５つ目がバスまたは定期線等の交通施設が整備されていること。６つ目が病院または診療所等の施設が10以上あること。７つ目が劇場または映画館等の施設が整備されていること。８つ目が銀行及び会社の数並びにその規模が他の市と比較して、おむね遜色がないこと。９つ目が商工業その他の都市的業態に従事する者の数が、最近５年間増加の傾向にあること。10点目が都市計画事業が施行され、かつ、主要幹線街路の舗装等の整備がある程度実施されていること。11点目が住民が相当の担税力を有し、当該普通地方公共団体の財政状況が主として十分にあると認められることとなっており、本町においてはおおむね全項目について満たしていると考えております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　今、細かく11件の主な要件を説明していただきました。私も幾つかは努力すべきところもあるのかなというふうに考えておりましたが、今の答弁の中でも、おおむねですね、全部とは言いませんが、おおむねほぼ達成できるような状況にあると、そういう理解をしますけれども、再度すみません、お手数ですがよろしいですか。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　質問にお答えいたします。先ほど述べたとおり、11項目についておおむね満たしていると判断しております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　私が調べたところでは、主にこの４項目ですけれども、そのほかにも何か想定されるような条件とか状況とか、そういったものがあれば、少しご紹介いただきたいと思いますが。

**○議長　玉城　勇君**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。市制への移行についてにおける要件といたしましては、以上の４点だと考えております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　これまで１番と２番のほうで、おおむねその状況、要件、それの今南風原町の置かれているところを説明いただきました。

　３番に移りたいと思いますが、まず３番の答弁ですが、町長自らまず答弁をしていただいて、ありがとうございます。町長からは、相対的に言うと住みたい、住んでよかった、住み続けたい、魅力あるまちというふうに理解をいたしました。この質問に当たっても、私も様々な町民の皆さんからあったように、「時には南風原町はどこに向かってるの？」というようなことを言われるわけです。今、町長からの答弁で、町長の中にはそのビジョンが絵として見えているのかもしれませんけれども、やはり町民の皆さんに示していく、そういったことが必要なのかなというふうに思います。そういう中で私は分かりやすい将来のビジョンとして、市への昇格ということを提案しているわけです。この１番と２番の現状を踏まえ、赤嶺正之町長は南風原市への昇格について、メリットやデメリットについてどのようにお考えでしょうか。お答えください。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまのご質問にお答えをいたします。私、この市への昇格に関しましては、本当に深く考えたことが今の段階ではございません。そういうことでございまして、メリット・デメリットというようなことでございますけれども、あくまでも一般論といいますか、それで答弁をいたしたいと思います。まず、市と申しますと我々、都会的といいますか、栄えているというふうなイメージがございます。やっぱりこの市になることによって南風原町のイメージアップにつながると、そういうふうな考えがございます。デメリットといたしましてはいろいろとあるかと思いますけれども、現段階で申し上げられますのは、やはり市になりますと、いろいろと国・県から権限が移譲されますので、それに伴いまして、それなりの財政負担が負担増になるということが考えられると思っております。以上でございます。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　私のこの質問の背景に当たるのは、先ほども言いましたけれども、やはり町民の皆さんが南風原町は将来どうなっていくんだろうと。将来のビジョンが見えないというような厳しい意見が根底にあります。そこで総合計画には、答弁にもありましたとおり、将来像として「ともにつくる黄金南風の郷」とありますけれども、やはりすばらしい文言だと思いつつも、やはり抽象的であるというふうには思います。さきの答弁で町長からは、住んでよかった、住みたい、住み続けたい、その魅力あるまちということでありますけれども、やはり一言で答えるなら、今の南風原町が変わらない。もしくは、これから発展していく。また、県外では多いんですけれども、コンパクトシティを目指すとかですね。そもそも田園都市、これは南風原町でも見たことありますが、そういういろんな表現が方法としてありますが、その表現として、子どもでも分かる言葉で示すとしたら、町長、どんな言葉で示されますか。すみません、お答えいただければと思います。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　それではお答えいたします。先ほどの将来ビジョンにつきまして、南風原町に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい、そう思っていただけるようなまちというふうに申し上げましたけれども、それは本町南風原町が持つ自然環境や地域の伝統文化と伝統行事、それから那覇市の近郊としての社会環境など、その特性を生かした生活利便性の高い田園都市をイメージとしております。もう少し細かく申し上げますと、緑豊かな住宅地域と商業地域、そして土地改良区を中心とした農業用地の確保、それから、また、現段階で申し上げますと、黄金森公園を中心とした教育文化、スポーツ、それの集積、それから照屋本部地区を中心とした伝統工芸品のまちのシンボルゾーンといいますか、そういったふうな土地利用の住み分けをしっかりとした魅力あるまちというのが一つのイメージでございますので、そういうふうなことを、町自体がそんなに大きくない町土でございますので、それを基にして、我々行政と町民と、あるいは行政と自治会との、何といいますかね、ほどよい距離といいますか、スープの冷めない距離といいますか、そういう町を目指しておりまして、ともにつくる黄金南風の郷というふうなこともございますけれども、これは協働のまちづくりでございます。黄金南風の郷といいますのは、黄金のごとく肥沃な土地を利用して町がもっともっと発展していくと、裕福になっていくと。そして平和郷、そういうふうなことを表しておりまして、そのあたりを一言でといいますとちょっと難しいですけれども、イメージとしては先ほど申し上げましたように、田園都市でございます。議員提案のですね、幾つかございましたけれども、コンパクトシティというふうなことまではちょっと説明できないんですけれども、私のイメージとしては田園都市だというようなことでご理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。一言でと言われると非常に難しいところであります。今、細かく説明いただきましたが、町長のイメージしているまちづくりも、私のイメージしてるまちづくりも、そう大きくは変わらないというふうに思いますが、そういった中で町民の皆さんに、また子どもたちに、いかに分かりやすく伝えていくか。あえて言うなら田園都市と。町長のお言葉ですけれども、私の提案としては、先ほど申し上げた中で言えば、やはりその田園都市でありつつも、発展を続けていくまち。その発展の度合い、風景は人それぞれ違うと思います。しかしながら、やはり今人口として、人口減少社会が言われておりますし、少子高齢化、または過疎化、県外においては、その過疎化とか少子高齢化に歯止めがかからず、交流人口を含めた対策まで考えられているところが多数あります。日本の人口も１億人を割り込んで、大きく減っていく。そういう中で、やはり私としては、その田園都市でありつつも、発展を続けるまち、発展するまちそういうビジョンを示せないかということが、この質問の趣旨であります。ですから、まず人口対策、そういう中で人口５万人、南風原市、そういうことを目指してはどうかというふうな提案であります。それについてもしご意見があれば、一言町長よろしくお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　お答えいたします。先ほど照屋仁士議員のご質問の中に発展するまちというようなことがございましたけれども、もちろん私のイメージも発展するまちでございます。これは先ほど申し上げましたように、土地利用でしっかりと住環境と生産農地と、また、文化教育行政の何ていいますか、シンボルゾーンとかそういうのがはっきりしてくれば、やはり町民も人口も増えていきますし、企業も進出してきますし、そういうことによって町は発展していくというふうに考えております。人口を増やすというふうな手法ではなくて、まちづくりをしっかりすることによって、それに沿って人口が増えたり、あるいは企業が進出してきたりとか、そういう形で発展していくというふうに、私はそのようにイメージしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

　それから、先ほど申し上げました６つのまちづくりの目標を達成することが、まずそのためには各施策を実行していくといいますか、各施策に取り組んでいくわけでございますけれども、そういう施策を実行することによって、その過程として、あるいはその結果として人口が５万人に達する。あるいは５万人を超えていくということになるかと思っておりますので、そのときに市への昇格要件が整ってるわけですから、市に昇格するのか、あるいはまた、このまま町としての形態をそのままずっと発展させていくのか、そのあたりは町民の議論が、町民世論が熟していくと思いますので、その段階で、この市への昇格に関しましては、また、町民みんなで議論していいんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。町長、丁寧な答弁ありがとうございます。認識は先ほど言うように同じ認識にあるなというふうに感じています。ただ、私が申し上げたいのは、先ほど言った人口減少社会、もう既に本土ではかなり進んでいます。県内においても離島や北部とか、いろんな地域によって事情は異なりますけれども、非常に今後進んでいくだろうというふうに予測されるわけです。そういう中で人口対策というのは、今町長は結果的に人口はついてくるというふうな認識でしたけれども、やはり私の認識は、今の時点から、人口対策についても一丁目一番地として考えるべきではないかなという提案でございます。私はこれまで公私にわたって、全国各地の市町村を訪問してまいりました。その中で少子高齢化社会の中で、人口対策が一番の課題だといろんなところで実感し、各地で悲痛な声を聞いてまいりました。特に2017年、政務活動で財政破綻を経験した北海道夕張市に行った際にも、当時の鈴木直道市長、元北海道知事、そして厚谷　司夕張市議会議長、元夕張市長から直接お話を伺ってまいりました。様々な調査や推計、そして現在ある計画を否定するものではありませんが、ありがたいことに本町においては、今はまだ人口が増えております。また、増やせる要素があるうちに政策として、将来人口としても市へ昇格できる人口５万人を目指すべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。私は先ほどの答弁から、結果としてついてくるにしても、私の提言を排除するものではない、そのように理解しますけれども、町長はいかがですか。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　お答えいたします。議員のご質問の趣旨も重々理解いたしておりますけれども、人口５万人を一つの政策として掲げるというよりは、私、先ほど来申し上げておりますのは、いろんな土地利用の住み分け、あるいは企業誘致、もちろん福祉の向上、あるいはまた教育環境の整備等、総合計画にも掲げております６つの目標をしっかりと取り組むことによって、表現としましては結果としてということを言っていますけれども、そのような目標を達成していくことによって、南風原町は住みやすいと、南風原町に住んでよかったと、そういう思いが生まれてくると思うものですから、そのときにおのずと人口は５万人を超えるのではないかというようなことでございまして、５万人ありきの政策と、あるいは施策というのは現段階では考えておりませんということで、ご理解お願いしたいと思います。もちろん議員ご指摘の、議員がお考えになってるとおり、この５万人に到達したときは、恐らく市への昇格の話も出ると思いますから、そのときにまた議論をしてよろしいのではないかと。先ほどと同じ答弁なりますけれども、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。求める結果が先か、条件が先かということだと思いますけれども、繰り返しですけれども、町長、結果として人口がついてくるというのは、当然理想です。ただ、日本全国どこを見ても人口を減らさないために、もしくは増やすために、これは政策でもって非常に頑張って、いろんな各地で取り組んでいるわけです。そこは現時点ですので、認識はそこについては違うというふうに思います。引き続き発展を続けながら、この南風原町のいいところを残す。そして住んでよかった、住み続けたい、そこは私も共通しておりますので、今後も提案を続けてまいりたいと思います。

　２点目に進みたいと思います。２．黄金森平和ガイドの安心安全強化をであります。現在もロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻が続いています。そのような中で、平和を求める様々な取り組みが見直される時期かもしれません。私は、軍備増強や敵視政策ではなく、過去の過ちに学び、平和外交を進めるべきと考えます。その上で、今南風原町にできること。これまでの平和行政をもっと前進させてほしい。その観点で質問をいたします。まず、（１）コロナ対策で自粛をしていた南風原陸軍病院20号壕への入壕が再開されました。引き続きの感染対策も取り組まれておりますが、資機材等も含め、強化、サポートできないか伺います。次に、（２）飯あげの道があります。今現在滑って、とても危険であります。早急に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。（３）以前「案内看板」の設置を提案いたしました。それに基づいてか分かりませんけれども、行政の皆さんには努力をいただき、手作りの看板が設置されました。県道への看板設置についても再度要請をすべきではないか伺います。

**○議長　玉城　勇君**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　２点目の質問にお答えします。（１）です。壕は特殊な環境であることから、入壕再開に当たり、感染対策に様々な検討を重ねてきました。今後も新たな資機材等を含め、強化、サポートについて、引き続き調査研究してまいります。

　（２）についてです。手すり設置などの安全対策は講じておりましたが、危険箇所を含め定期的に清掃を行うなど、対策を講じていきたいと考えております。

　（３）関係機関等と協議し、要請については進めてまいります。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　まず、このコロナ禍において様々な制限がある中で、この入壕再開、職員並びにガイドする方々の取組について評価をいたします。どのような取組が行われてきたのか、紹介していただければと思います。

**○議長　玉城　勇君**　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　令和２年４月に20号壕を閉鎖後については、まず見学者がおりますので、見学者へのモデルケースとして、モデルコースとして、ＤＶＤの鑑賞、文化センター常設展示室の見学、それから陸軍病院南風原壕群の屋外戦跡の案内を１時間50分程度で回るように案内する取組などを行ってきました。それ以外に、また、南風原壕群の屋外戦跡への看板の設置、それから平和ガイドの養成講座の実施、また、平和ガイドの皆さんによる自主勉強会の開催などについて取り組んでまいりました。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　現在は沖縄県においても、首里城地下の第32軍司令部壕の保存と公開に向けて調査が進められていると伺っています。そんな中でも本町の20号壕の保存、公開については、それに先駆けた取組として非常に評価が高いと認識しています。併せて、先ほど紹介いただいた職員やガイドの取組も大変心強く思います。その上でもっと安心安全のためにできることがあれば取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　20号壕については、今、換気をしないというふうな通り抜けでの見学を再開しておりますので、その換気しない中での安心安全の対策などがどのようなものがあるかを通じて、また取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　具体的な提案としては、今言ったとおり保存の観点から、その換気というのはできなかったとしても、除菌に関する機器や、また抗原検査を含めたそういう検査体制など、それに向けた調査も含めてコロナ財源を活用して行ったりすることができるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　今議員ご質問のとおり、コロナの影響で閉鎖したというところもございますので、今は再開しておりますが、その辺の影響もございますので、ご質問にありました換気対策としての除菌機器の設置でありますとか、抗原検査の器具の活用でありますとか、そういったものも含めて調査研究して、できるように取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　是非とも強化できる部分、取り組める部分を進めていただきたいと思います。

　次に行きますが、飯あげの道の件です。手すりの設置とか定期的な清掃なども、これまでの対策として理解をしていますし、評価をしているところではありますけれども、現状としては追いついていない、そういった状況です。現に見学者だけでなく、ガイドでさえも危険な状態の場合が何度もありました。これは公園として整備されていますので、園路整備については時間と検討を要するというふうに思いますけれども、滑り止めのマットを設置するなどの早急な対策についてはできるのではないかなと思いますし、是非やってほしいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　ご質問にございますように、滑り止めのマットのほか、ほかの方法も含めて、危険回避ですので、できる方法がないかをまた調査研究してまいりたいと考えております。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。この場所が非常に固い石ですので、石灰岩ですけれども、滑って転んだら本当に危ないんですよね。頭を打たれる方を私も何度か見かけたことがあります。是非とも早急な対応をお願いします。

　３点目に行きますが、この案内看板の設置について、2019年の12月議会で文化観光施設への案内看板の設置ということで提案をして、今後県道への要請を含めて検討すると答弁されています。また、先ほど紹介あったように、すぐに手づくりの看板での案内看板が設置されていますし、その努力については評価しているところです。その後の進捗についてどうなっているか、お答えいただければと思います。

**○議長　玉城　勇君**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　整備について、公園等のハード事業での整備については厳しいものだと考えています。そして、県への要望については、以前に県道全体について、事業の早期完了で信号機の問題とか、中央分離帯の問題の話合いのときに、その中でこの看板設置の要望を行っております。そのときは全体的な話のものとなったものですから、今後は教育委員会を通して、個別に再度要望していきたいと考えております。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　この2019年12月には、具体的には今ある看板としては役場前に設置されてる看板、これも当初南風原町の予算で設置されているというふうに聞きましたし、サイズを変更するとかそういった大規模なものはできないにしても、表記内容はできるんじゃないかとか、そういったことに対しても前向きな答弁をいただいております。もう一応３年が経過しておりますし、また今、部長からあったように、新たな視点で教育委員会側からも要望していくというようなことが追加されましたが、今コロナ禍で非常に見学者が少ないとはいえ、この前の実績では年間１万人余りの方々がいらっしゃっているわけです。そういう観点で行くと、この20号壕に関しても平和行政を発信するだけでなく、県内外の観光客の皆さんにとっても、この南風原町、そしてこの過去の歴史、そういったことを学ぶ大切な政策だというふうに思いますので、是非とも引き続き、町民だけでなく町外の方々にも分かりやすい案内看板設置に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、両部局から是非一言ずつお答えいただきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　お答えします。議員おっしゃるとおり、現在道路整備を進行中ですので、この整備工事に合わせて要請していきたいと考えています。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　先ほど教育部長からあったように、連携してこのような形で、経済建設部としては県道についていろんな要望がありますので、それも含めて、これとまた別というか、個別に要望して進めていきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　８番　照屋仁士議員。

**○８番　照屋仁士君**　ありがとうございます。この２点目の大問で言った黄金森の平和行政、そういうところも看板設置だけでなく、機器の整備も含めて進めていただきたいというふうに思います。

　議長に指示されたとおり、お昼前に終わることができそうですが、まず執行部の皆さんには、私もこの４年間、この質問台に一回も欠かさず立たせていただいて、ありがとうございました。また、時には厳しい質問や答えにくい点もあったかと思いますが、皆さんの取組には敬意を表し、感謝をしているところであります。また、同僚議員の皆さんと、これからの南風原町の発展のために私も尽力していきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長　玉城　勇君**　ご協力ありがとうございました。休憩します。

休憩（午前11時58分）

再開（午後０時59分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。14番　宮城寛諄議員。

〔宮城寛諄議員　登壇〕

**○14番　宮城寛諄君**　３番手の一般質問をします。いつも３番手は午前中からと中途半端なんですけれども、今回は１番手、２番手が十分にやってもらいまして、午後一番となりました。質問をしたいと思います。議長からもありましたように、先ほどから19期最後の質問だというふうにありましたけれども、私も８期やりましたので、今日で128回目。ただ、19期の最初の３月定例会で通告書を出したんだけど、病気で入院して質問できなくて、127回目になります。継続がストップしてしまいまして残念ですけれども、またこれから続けていきたいと思います。

　１点目に、平和を守るためにということで質問いたします。（１）ロシアによるウクライナへの侵略が始まって、２月からですから、もう３か月を過ぎるという状況です。いまだに続いているようです。この責任は国連憲章を蹂躙したロシアプーチン政権にあり、軍事同盟の問題などでロシアはいろいろ言っていますけれども、ロシアの侵略の免責には決してなりません。戦争という結果になった背景には、力対力に陥った外交の失敗にあったと言わざるを得ません。この失敗を繰り返してはならないと思います。ところで、５月23日の日米首脳会談は、力に対して力で対抗することを世界に宣言するものとなりました。日米同盟の抑止力、対処力の強化が強調されました。岸田首相は、日本防衛力を抜本的に強化すると述べ、敵基地攻撃能力、反撃能力の保有の検討に言及しております。また、軍事費の相当な増額をアメリカに約束しております。核兵器問題では、拡大抑止の強化が確認されております。しかしながら、こういった力対力の先に、決して平和は訪れません。町長はどうお考えになりますか。よろしくお願いします。

　（２）力対力では世界と地域を分断し、新たな軍事的緊張をつくり出し、軍事対軍事の危険な悪循環をつくり出します。今進められている敵基地攻撃能力の保有、まさに相手国に脅威を与えるような攻撃的兵器の保有です。憲法上はできません。専守防衛の大原則の憲法９条の下で、決して許されるものでありません。憲法９条の改定は、こうした危険な道を推進する上での一切の制約を取り払い、外国での戦争をやれるようにするものであり、許されるものではありません。緊急事態条項の創設などが言われていますけれども、政府が国会に諮らず、命令で人権の制約ができるようにするものであり、自然災害時には、今の法律で十分対応できます。戦争や内乱を想定したものと言わざるを得ません。今の岸田内閣の言う改憲では平和は守れないと考えるけれども、どうお思いでしょうか。

　それから、（３）憲法記念日に合わせてマスコミ、新聞などでのアンケートの調査に赤嶺町長は、「現憲法を評価する」「憲法改正は必要なし」とお答えになっています。それから９条の改正についても「変える必要はない」と。緊急事態条項については、「どちらでもない」と、そういうふうなお答えです。改憲に向けた国会での議論の必要性について、「急ぐ必要はない」とお答えになっています。自衛隊の位置づけについて、「現行のままでいい」と。非核三原則の見直しについても、「現状のままでいい」と、そういうふうなお答えを町長はなさっています。私は、さすが平和行政を進めていらっしゃる町長だと評価するものであります。そこで質問ですけれども、今度の参議院選挙において改憲勢力が３分の２以上を有すると、改憲の動きが活発化するおそれがありますけれども、これをどうお思いでしょうか。その点をお伺いいたします。

　それから大きい２点目、農家に救済処置をという質問をいたします。先ほども同じような農家救済の質問がありました。原油、原材料の高騰、今後は……。すみません、ちょっと休憩をお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午後１時05分）

再開（午後１時05分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。14番　宮城寛諄議員。

**○14番　宮城寛諄君**　原油、原材料価格の高騰。今後は肥料など、価格上昇が予想されます。そういった報道がありました。松野官房長官は、今月２日の会見で、「農業経営に及ぼす影響を十分に注意し、適切に対応していきたい」というふうに語っております。そういう国待ちではなく、町として救済を考えられないか。その点をお伺いいたします。以上、大きい２点を質問いたします。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　宮城寛諄議員のご質問にお答えいたします。質問事項１につきましては、私のほうから答弁いたします。質問事項２につきましては、副町長以下、担当部課長から答弁をさせていただきます。まず、（１）でございますけれども、武力ではなく外交努力によって安全を保障していく取組が平和の実現につながるものと考えております。

　（２）と（３）は関連いたしますので、一括して答弁いたします。現行憲法は国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を国の方針として、戦後の我が国の平和と安定、発展に重要な役割を果たしてきたと認識をいたしておりますので、現段階で改正する必要はないと考えております。以上でございます。

**○議長　玉城　勇君**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項２点目について、お答えいたします。国・県の動向を注視しながら、地方創生臨時交付金を活用した支援策について、情報収集等を行っているところでございます。

**○議長　玉城　勇君**　14番　宮城寛諄議員。

**○14番　宮城寛諄君**　答弁ありがとうございます。部力でなく、外交努力によって安全を保障していくと、町長から答弁をもらいました。そのとおりだと思います。ただ、今、いろいろ、特に永田町のほうでは核兵器をシェアするとか、敵基地攻撃能力をもっともっと強くとか、防衛費も２倍にするとか、いろいろ動きがあります。そういう中でやはり武力でなく、外交努力によって頑張っていくと。平和を維持するということを答弁いただきました。大変ありがとうございます。この質問を終わります。

　２点目と３点目は関連するということで、現憲法を改正する必要はないというふうにお答えいただきました。今、自衛隊の問題とか、緊急事態条項などの明記をしようという、そういう動きもあるわけです。先ほどの１点目と大体似たような感じで、軍事力でもってというところがあるものですから、町長としては現憲法で十分にやっていけるという答弁をいただきました。その２点目も質問を終わります。

　それから３点目ですけれども、ただ、今度の選挙の方で、参議院選挙があるんですけれども、改憲勢力が３分の２以上有すると、何ていいますか、国会の中でそれだけの勢力を持ちますと、その動きが非常に活発化していくと思っています。まとめて２番と一緒に答えられたんですけれども、少なくとも今度の選挙が終わりますと、衆議院の解散がない限り、３年間は国政選挙はありません。そういう３年間の間で果たして、この改憲勢力がどのような動きをするのかというのが非常に不安です。ただ、国民はその憲法を守り、発展させていくという義務といいますか、国民にもそういう努力しなければならないということがありますから、憲法を改正するなという努力を私たち国民はやっていかないといけないと思いますけれども、いかんせん、国会での勢力がそれだけ多くなりますと、やはり将来的に不安を感じると。そう思っている者は、私一人ではないと思います。その点の問題を今聞いています。もちろん変える必要はないという町長のお考えは分かりますけれども、今度の選挙でそうなったらどうするんだというふうな質問です。その辺、お考えをお聞かせ願います。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　ただいまの質問にお答えいたします。（３）のほうで改憲勢力３分の２というふうな趣旨のご質問でございますけれども、この３分の２に関しましては、私は、これは選挙の結果でございますので、いかんともしがたいという部分があります。考え方としまして。あくまでも３分の２以上になりますと、改憲の発議ができるというようなことでございまして、後はどうなりますかということを国民投票、あるいはそれに類似する選挙でもって、憲法を変えるか変えないかというのが決まってくると。そのように認識いたしておりますので、当然、そのためには国民全体が憲法改正、あるいは憲法を改正しないと、そういうものの議論が出てくると思いますので、それは議論が熟して初めて憲法改正なり、改正しないという国民投票といいますか、そちらに行くのではないかと考えております。３分の２イコール改憲というふうなものにはならないと私は認識をいたしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　14番　宮城寛諄議員。

**○14番　宮城寛諄君**　確かに衆議院、参議院３分の２以上取った勢力といいますか、グループといいますか、そこは発議することができるということですけれども、前の安倍晋三元総理もそういう発言をしていました。国会で発議しても、国民がどうせ決めるんだからいいんじゃないのかみたいな、そういう議論をして発議してもいいんじゃないのかみたいなそういう質問をしました。ところが本来ならば、国民の中から憲法を変えろという声が多数上がり発議するというなら分かるんですけれども、国会議員、公務員、天皇をはじめ、そこからずっと公務員は憲法を守っていかなきゃならない義務があるわけですけれども、そういうところで、その勢力をもって発議するということが非常に危険な状況であり、国民投票に対してどういう動きで、今、国民投票の中身、コマーシャルですか、いろいろ議論になるぐらいですから、それが国民投票で有利になるような、そういう法律改正の動きもあるというところで、非常に私は危険といいますか、要するに恐れを感じます。ですから、もちろん国民が選ぶ選挙で３分の２だろうと、３分の１だろうとそういう結果になるわけですから、結果として。それはそれで国民が選んだものだから、それはいいんですけれども、ただ私が言っているのは、そういう勢力が３分の２以上にならないように、私たちは頑張っていかなければならないのではないかと、私はこのように思います。要するに、憲法の改正をさせないためには、国民もそういう努力もすべきではないのかという考えです。その点はどのように思いますか。

**○議長　玉城　勇君**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。確かに３分の２の問題に関しましても、これも国会の権限でございますので、繰り返し申し上げますけれども、結果としてそうなる可能性はあるということでございます。その後のご質問でございますが、ただいまのご質問の趣旨は、あくまでも宮城寛諄議員の見解だと思っておりますので、私もそれには一定の理解を示しますけれども、私はまた別の考えがあるというふうなことをご理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　14番　宮城寛諄議員。

**○14番　宮城寛諄君**　分かりました。私個人の考えというふうに言われれば、それはそうですけれども、そういう考えで私は臨むべきだと思います。町長のお考えは一定の理解はしますけれども、それなりの考えがおありになるということですので、これで終わりたいと思います。

　大きい２点目についてお伺いいたします。先ほどは飼料についていろいろありました。また、後のほうでもそういう支援策についての質問も出ているようですけれども、この質問を出して後、農協のほうでいろいろ検討されたみたいで、６月の肥料については前に買った分があるので、それを今までの値段で行っていくということも報道されておりました。また、ＪＡおきなわでは２つの農家支援策を決定したと。１つは、全生産者を対象に、６月末まで肥料の全銘柄、価格を据え置きで販売するとか。２つ目は、４月１日から10月までは、前年にＪＡで購入した皆さん方には同じように安くするという対応をするという報道がされていました。それはそれで、しばらくの間はこれで頑張っていけると思うんですけれども、外国からの輸入が入ってこないということでの高騰がありますし、円安の状況もいろいろあると思います。だから、そのことが長引くと農家に壊滅的な打撃を与えるのではないかと思いますので、その辺は地方創生臨時交付金活用政策について今、情報収集を行っているところということですので、是非その辺は町でも、そういう交付金が利用できるのか、その辺も検討なさってやってほしいと。支援をするという方向で努力をしてほしいと思いますけれども、その辺はそういう受け取り方でよろしいでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　それではお答えいたします。先ほど肥料のほうでもお答えしたんですけれども、やはり国・県なりの支援策、そして飼料の上り幅、そういう情報をきっちり把握して分析した上で、幾らぐらい支援が必要か、そういうことを把握した上で予算要求、事業提案することが可能かどうか。現在も情報収集はやっておりけれども、情報収集してまいります。

**○議長　玉城　勇君**　14番　宮城寛諄議員。

**○14番　宮城寛諄君**　是非支援策ができるように頑張ってほしいと思います。以上で終わります。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午後１時21分）

再開（午後１時23分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。９番　金城好春議員

〔金城好春議員　登壇〕

**○９番　金城好春君**　こんにちは。今まで質問しました同僚議員の中からも今までのお話がありました。私ももう残すところあと３か月で、かれこれ20年近くになります。今まで町長はじめ、副町長、教育長、皆様方と微力ながら南風原町の発展のために、一緒に仕事ができたことを誇りに思います。今まで本当にありがとうございました。今定例会、今期の最後の質問に移りたいと思います。３点準備してございます。よろしくお願いします。

　まず１点目、不法投棄についてお伺いします。（１）東部消防組合南風原分署東側に町道73号線の旧道があるが、その町道の一番奥、行き止まりの場所に廃油の入った20リットルほどの缶が20個ほど不法投棄されている。撤去できないかお伺いします。（２）津嘉山前川原町道274号線に産業廃棄物が不法投棄されている箇所があります。撤去できないか。場所としまして、町道18号線との交差点、那覇空港自動車道の桁下方面です。ここは津嘉山でも不法投棄の多い場所となっていますね。宮城課長がいらっしゃるときに多分お願いして、監視カメラを設置させていただきましたが、その監視カメラさえも盗難に遭ったという報告を聞いて、大変がっかりしています。それぐらい不法投棄が多い場所です。この前もここを通過したら、住民環境課の職員が、家庭内のごみ袋が３つ４つ不法投棄されていまして、それの袋の中を調査していましたのを目撃しました。そういうことであります。よろしくお願いします。

　次、大きな項目の２番目、安心、安全な歩道の環境整備についてお伺いします。（１）町道６号線の歩道に草木が垂れ下がって歩行の妨げになっている箇所がある。改善できないか。町道56号線との交差点手前北側の歩道です。よろしくお願いします。

　大きな項目３．南風原町の案内板についてお伺いします。国道507号バイパスを八重瀬町に向かうと、南風原町の境界あたりに「ようこそ八重瀬町へ」と表示されています。反対に八重瀬町側から南風原町側に向かうと、「ようこそ南風原へ」と表示されています。町がないんですね。そして沖縄県の地図を広げてみますと全部、北から南まで市町村名が入っているんですね。そういうことで町名を入れたらどうかという質問です。そこで質問します。（１）南風原町と隣接する他市町との境界付近に建てられている立て看板には「ようこそ南風原へ」と書かれている。ちゃんとした町名「ようこそ南風原町へ」と修正できないかお伺いします。（２）国道507号バイパス上に設置されている津嘉山大橋桁下の案内板はうす暗くて人目につかない。この際、津嘉山公園の角地に移動設置できないか。以上３点、お伺いします。よろしくお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　まず、質問事項１点目の（１）と（２）は関連いたしますので、一括で答弁いたします。与那原署など関係機関と連携して、撤去に向けて取り組みます。また、看板設置や巡回を強化してまいります。

　質問事項２点目の（１）についてです。ご指摘のとおり、民地の法面から歩道内に草木が張り出している状況であり、地権者に対応を求めてまいります。

　質問事項３点目の（１）です。設置当初に検討の上、現在の表記方法となっていることから、現段階での修正は考えておりません。

　（２）についてです。当時、国道507号バイパスの歩道部分に設置予定をしていましたが、電線地中化により設置できず、那覇市との境界に近い所有地に設置した経緯がございます。津嘉山公園の角地への移設につきましては、構造物の設置も完了し移設は困難な状況であることから、現看板を見やすくするような対策を検討してまいります。

**○議長　玉城　勇君**　９番　金城好春議員。

**○９番　金城好春君**　ありがとうございました。不法投棄について、早めに撤去できるように要望して終わります。よろしくお願いします。

　２番目の安心、安全な歩道の環境整備ついてですけど、これは最近配布されています観光協会のチラシですね。「ありんくりん」です。その裏のほうに「カンナの花が見頃です。ぜひ皆で見に行きましょう」と表示されています。カンナ通りですね、本部公園前の。今一番南風原町の名所になっているんですよ。私も役場へ行ったり来たりするときは、とても感動しながら通過していますけれども。それから中学生、高校生の登下校の道路でもありますし、加えて、本部公園を利用する町民の方々が、特に津嘉山方面、第二団地方面の方々が本部公園を行ったり来たりする歩道になっていまして、そこの歩道に覆いかぶさっていましたので、この質問をいたしました。それで今日朝、役場に来る途中見たら、きれいに草木が取り払われているんですね。素早い対応に対し、とても感動しております。感謝申し上げます。ありがとうございます。不法投棄の早めの対策をお願いして、２番目も終わります。

　３番目の案内板について、２つ目の津嘉山大橋の下の看板、友達と話合いしたら津嘉山大橋の壁、以前もここに電光掲示板を設置したらどうですかという質問をやったようなことがありますけれども、そこに設置することは可能かどうか、これをお願いします。

**○議長　玉城　勇君**　都市整備課長。

**○都市整備課長　桃原　健君**　お答えします。津嘉山大橋の欄干部分にということですね。そこのほうも構造計算とかいろいろありますので、台風で落ちないかとか、その辺はちょっと確認しないといけませんので、そのように考えております。ちょっと計算のほうをやってみないといけないと思っております。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　９番　金城好春議員。

**○９番　金城好春君**　重い構造物だったら落下したときの心配事があると思うんですよ。例えばペンキで描くとか、そうしたら台風とかで飛ぶ心配もなくなりますけれども、それも検討なさるかどうかお伺いしたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　都市整備課長。

**○都市整備課長　桃原　健君**　その辺も含めて、もし台風とかでぱっと落ちた場合、一番危ないところですので、その辺も検討していきたいと思います。

**○議長　玉城　勇君**　９番　金城好春議員。

**○９番　金城好春君**　よろしく検討のほど、お願いします。終わります。

**○議長　玉城　勇君**　休憩します。

休憩（午後１時35分）

再開（午後１時46分）

**○議長　玉城　勇君**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。５番　金城憲治議員。

〔金城憲治議員　登壇〕

**○５番　金城憲治君**　改めまして、こんにちは。議長のほうからも、「本日最後なので、しっかりやってくれ」という、すごくプレッシャーも感じながら進めていきたいと思います。それでは、質問のほうに入らせていただきたいと思います。大問１、本町の防犯対策について。（１）本町における刑法犯の推移はどのようになっているか伺います。（２）本町の防犯対策や防犯活動はどのように行っているか伺います。（３）本町に自主防犯組織は、幾つあるか伺います。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長　玉城　勇君**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　（１）についてお答えいたします。本町で発生した刑法犯認知件数の推移は、平成29年193件、平成30年165件、令和元年175件、令和２年146件、令和３年182件となり、平成29年をピークに減少傾向にありましたが、昨年は増加しております。

　（２）についてです。本町の防犯対策及び活動に関しましては、主に与那原警察署と連携の下、実施しております。防犯啓発物の掲示やイベント等での配布、危険箇所のパトロール活動、緊急時の町内放送、公園の防犯カメラ設置等を実施しております。

　（３）でございます。自主防犯組織として与那原警察署に届け出された本町の組織は９組織となっております。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　答弁ありがとうございました。本町においても、刑法犯については平成29年より減少傾向であったということにはなっているんですけれども、沖縄県警でも大体2003年ぐらいからずっと、トータル的にすると減少傾向に転じているというふうに言われています。そこで本町の、例えば令和３年度182件という数字になっていますけれども、そのうちの刑法犯の内訳とかをもしお分かりでしたら教えていただきたいのですが、お願いします。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。令和３年度の内訳につきましては、与那原警察署からの資料によりますと、殺人などの凶悪犯１件、暴行・傷害等の粗暴犯28件、窃盗犯が120件、詐欺・横領等の知能犯が６件、風俗犯が１件、その他26件の合計182件となっております。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　ありがとうございます。窃盗犯のほうが断然多いというふうになっています。恐らく万引とか自転車とか、そういう盗難、もしくはご自宅での窃盗、そういうものも含まれての数字になるのではないかと思います。今、地域で南風原町もだんだん都市化が進んでいる中で、昔であれば地域に知らない人がいると、「あんたどこのねー」とか、「あんた誰ねー」とかって昔の人は多分聞いたと思うんです。だけど、今はなかなか知らない人がいても聞かない。そのまま素通りするというか、誰かな、どこの人かなと思いながらもなかなか声掛けができていないという現状があるのではないかなと思います。そうすると窃盗犯とかにすると、声を掛けられない、あまり注視されていないというふうに感じるとすごく働きやすいというか、そういう犯罪がやりやすい。ちょっと言い方は変かもしれませんが、そういう環境ができつつあるというふうに言われています。そこで、本町においても与那原警察署と連携して、防犯の啓発物の掲示やイベントなど、危険箇所のパトロール活動、緊急時の町内放送、公園の防犯カメラの設置などを実施しているというふうに答弁いただきました。本町において大体年に何回、もしくは月に何回、この防犯的な危険箇所のパトロールというのを行っているのでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。これまでの取組としましては、毎月第３金曜日に防犯パトロールということで実施しておりましたが、ここ最近はコロナの影響で、今その活動のほうは停止している状況です。以上です。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　ありがとうございます。もう一昨年からコロナというところで活動の自粛であるとか、そういう形でパトロール自体も自粛されているという状況があるのかなというふうに思います。そういう中で、確かに人の出入りが少なくなった分、犯罪も減ったというところもあるんですけれども、やっぱり窃盗であるとか、そういう部分についてはなかなか減らない。逆に活動がしやすくなっているような環境があるのではないかと推測できます。本町においても、公園等の防犯カメラについては設置されているというふうに聞きました。どこどこの公園に今設置されているのでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。現在５つの公園に合計11台設置しております。内訳としましては、本部公園に３台、宮城公園に２台、神里ふれあい公園に１台、黄金森公園に３台、ウガンヌ前公園に２台となっております。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　ありがとうございます。すみません、意外と11台というのはちょっと多かったというか、僕的にですけれども、意外とこんなに設置しているんだなというふうに思っています。この防犯カメラなんですけれども、例えば防犯カメラの運用方法、もしくは町民のプライバシーとか、どういうふうに運用されているのか。もし取扱いとか、そういうのが何かあるようでしたら教えていただきたいのですが、お願いします。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。すみません、詳細につきましては、手元に資料がなくて。ただ、これまでの状況を聞きましたら、何か犯罪が起こった場合にその確認ですとか、与那原警察署からのそういうデータの資料提供ということで受けたことはございます。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　与那原署のほうから何かしら刑法犯とかって、もしくはそれに映っているのではないかというような場合には資料を提供するということだと思います。もし万が一、通常は多分録画というか、そういう形にはなっていると思うんですが、この録画、例えば本町でどのように管理されているのでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　先ほどの防犯カメラにつきまして、２週間ほど録画のほうを行っております。それにつきまして、与那原署のほうから照会等がある場合には、資料としてその時間帯を確認して、そこの部分を資料提供という形で出しております。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　じゃあ、２週間たつと自動的に消去されていくという、それの繰り返しになるのかなというふうに一応解釈します。ということで、与那原署のほうからもその犯罪が起きた日時と時間帯、その部分だけの画像を提供するということであれば、町民のプライバシーとか、そういうこともすごく守られているのかなというふうな感じはします。この防犯カメラなんですが、今後本町が有する公共施設等に増設、増やす予定、そういうことはないでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。今のところ新たな設置ということでの計画はないのですが、必要に応じて関係課と調整しながら、設置については考えてまいります。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　ありがとうございます。今、設置されているのが主に公園というところになっていますので、もしくは公共施設内でもそういう防犯的なカメラとしての増設をもしできるようであれば、今後希望していきたいと思っています。

　次、３番目です。本町にも自主防犯組織は９組織あるということですが、もし差し支えなければ教えていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。組織については確認中であるのですが、警察署のほうからは組織のほうは公表いただけないということで、９組織ということで伺っております。その中で、宮平地区の組織のほうが活動しているということは把握しております。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　９組織というふうに与那原署は届出があるのかなというふうに認識しています。この自主防犯組織ですけれども、本町は例えば自主防犯組織を立ち上げするとか、何かしら活動されているとか、そういう部分についての何か支援とか、そういうのはございますでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　自主防犯組織のほうは、与那原警察署のほうに届出を行う形になるんですが、その際に、パトロールに必要なジャケットや帽子等、また、物資の支給があると聞いております。町としましては、届出資料等の作成の補助といった支援を行っておりますことと、あと町の老人クラブに対して、防犯パトロールの活動に対する支援の補助のほうを行っております。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　今、老人クラブということがありましたけれども、老人クラブも子どもたちの学校の恐らく見守りとかで、黄色いベストを着けられて安全パトロールされているのをよく見かけます。あれも本当に犯罪を抑止するという、そういう意味合いの強いパトロールにもなるし、ましてや、子どもたちの安心安全な登下校、そういうものの下支えになっているのではないかと思っています。私も思うところ、警察とかではどうしても抑止ができないというのもあったりすると思います。今の世の中では地域とか、あとは自主、そういったのは自分たちは自分たちで守る、犯罪を抑止していく、自分たちが地域の子どもたちを守っていく、もしくは老人を守っていく。そういう環境づくりというのがすごく必要ではないかと思っています。確かに９組織あって、活動されているところは、今宮平というところと聞いていますけれども、継続できる組織づくりとか、そういうことも大事だなと思っていますので、できれば本町のほうでも、そういう継続できる支援策とか、立ち上げる支援策、そういうものも今後はできれば各字とか、そういう形で何かしら推奨というんですか、していけるようなものができないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

**○議長　玉城　勇君**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。すみません、先ほどの防犯パトロールの組織９団体ということでお答えしたんですが、見守りという部分も含めると町内で16の団体があるということで、その辺は加えてご報告いたします。

　ただいまのご質問の件で継続できるための支援、あと取組、届出を出すときの補助等の支援、そういうことに関しましても、町のほうでも支援できる取組、そういうものを検討して対応していきたいと思っております。

**○議長　玉城　勇君**　５番　金城憲治議員。

**○５番　金城憲治君**　ありがとうございます。是非やっていただきたいというふうに希望したいと思います。そうすることによって、本当に本町の安心安全なまちづくりというのが保たれるのではないかと思います。本当に子どもたちも居場所がなくて、何かしら犯罪に巻き込まれたり、そういうのがあるかもしれません。潜在的にそういうのがあるかもしれないので、大人が常に見守る、そういうことも大事ではないかと思っています。やはり子どもたちだけではなくて、地域のお年寄りから大人、普通の人まで、あとは地域の自宅、そういうものを犯罪から全て抑止できるような組織、団体、そういうものが今後求められていくのではないかなと思っています。是非必要かと思っていますから、是非立ち上げなり、支援なり、そういうのができるようにお願いしたいと思います。それでは以上で終わります。

**○議長　玉城　勇君**　お疲れさまでした。それでは今日の一般質問、５名終了しました。また、明日は５名、明後日は３名となっておりますので、あと２日、みんな気を引き締めて頑張っていただきたいと思います。

　これで本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後２時04分）